

区保健福祉部保管現金動産保険 仕様書

1 件名

区保健福祉部保管現金動産保険

2 概要

札幌市各区保健福祉部保護一課（清田区は「保護課」。以下「区保護課」という。）では、生活保護受給者に区保護課窓口で支給する生活保護費（以下「保護費」という。）を現金で保管する。

本契約は、当該保管現金を保険の対象とした動産保険を締結するものである。

3 保険契約者

札幌市

4 責任の始期及び終期

区保護課は本市が別途契約を締結する現金警送業務の受託者から、月2回（毎月13日頃及び26日頃）保険対象となる現金を受け取り、金庫で保管する。

当該現金は区保護費の窓口支給を決定するたび、支給袋に封かんし、生活保護受給者に手渡す。

本契約では、区保護課が現金警送業務の受託者から現金を受け取ってから、生活保護受給者に手渡すまでの間を補償するものである。

5 各区のてん補限度額

別紙のとおり

6 保険期間

(1) 豊平区

令和8年10月26日午前0時から令和9年5月27日午後4時まで

(2) 厚別区

令和8年12月11日午前0時から令和9年5月27日午後4時まで

(3) (1)及び(2)を除く8区

令和8年12月22日午前0時から令和9年5月27日午後4時まで

7 特記事項

(1) 本保険業務を行うための約款及び特約事項の整備については、保険会社の判断に委ねる。ただし、法令等を遵守した保険構成であることを条件とする。

(2) 本仕様書に定める事項のほか、札幌市契約規則及び関係法令を遵守すること。

(3) 本仕様書に規定のないものについては、市と保険会社が協議の上、決定する。

区名	区役所所在地	保護課	構造	てん補限度額（参照した月）
中央区	中央区南3条西11丁目	5階	鉄筋コンクリート造	25,200千円（11月）
北区	北区北24条西6丁目	2階	鉄筋コンクリート造	22,450千円（11月）
東区	東区北11条東7丁目	2階	鉄骨鉄筋コンクリート造	28,540千円（11月）
白石区	白石区南郷通1丁目南8	3階	鉄骨鉄筋コンクリート造	24,421千円（11月）
厚別区	厚別区厚別中央1条5丁目	1階	鉄骨一部鉄筋コンクリート造	6,822千円（4月）
豊平区	豊平区平岸6条10丁目	2階	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート造	22,966千円（5月）
清田区	清田区平岡1条1丁目	1階	鉄骨鉄筋コンクリート造	4,542千円（11月）
南区	南区真駒内幸町2丁目	2階	鉄筋コンクリート造	7,223千円（12月）
西区	西区琴似2条7丁目	3階	鉄筋コンクリート造	14,808千円（11月）
手稲区	手稲区前田1条11丁目	2階	鉄筋コンクリート一部鉄骨鉄筋コンクリート造	7,253千円（11月）

※ 区役所所在地及び保護課フロアの情報は令和8年8月末時点のもの。

※ すべての区保護課の執務室には、現金保管用の金庫及びこれを撮影する防犯カメラを設置している。

※ てん補限度額は令和6年度の各区における窓口支給実績（別添）を元に算出。具体的には、各区の窓口支給額が最大の月の実績に1/2を乗じた額（千円未満切り捨て）としている。